



平成 20 年 1 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー
代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者
吉田 博昭
(J A S D A Q ・ コード番号 : 4358)
問 い 合 せ 先 取締役兼グループ執行役員 経営戦略担当
上窪 弘晃
電 話 番 号 03-5434-1586

当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

今般、当社子会社である株式会社円谷プロダクション（以下「円谷プロ」という。）に対し、株式会社アートポート（以下「アートポート」という。）から訴訟（以下「本件訴訟」という。）が提起されましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、当社自身は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

記

1. 本件訴訟の提起を受けた当社子会社の名称
 - (1) 商号 株式会社円谷プロダクション
 - (2) 本店所在地 東京都世田谷区八幡山一丁目 10 番 1 号
 - (3) 代表者 森島 恒行

2. 本件訴訟の提起があった裁判所及び年月日
東京地方裁判所 平成 19 年 12 月 27 日

3. 本件訴訟を提起した者
 - (1) 商号 株式会社アートポート
 - (2) 本店所在地 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 6 番 2 号
 - (3) 代表者 松下 順一

4. 本件訴訟の内容及び損害賠償請求額

(1) 内容

円谷映像株式会社（以下「円谷映像」という。）は、平成15年12月頃、同社の営業を5億5,000万円でアートポートの子会社へ譲渡しましたが、当時の円谷映像の代表取締役であった円谷粲の上記営業譲渡に関する説明内容に虚偽があったとして、アートポートが円谷粲に対し不法行為に基づき上記営業譲渡代金相当額5億5,000万円の損害賠償の支払いを求めるとともに、当時、円谷粲が円谷プロの取締役副社長でもあったことから、円谷プロに対しても使用者責任に基づく同額の損害賠償の支払いを求め、本件訴訟に至った次第であります。

(2) 損害賠償請求額

5億5,000万円（参考：平成19年7月期末当社連結純資産額2,276百万円）

5. 今後の見通し

当社といたしましては、アートポートが主張する損害賠償義務は円谷プロにはないと確信しております。仮に不法行為に該当する事実が認められるとしても、かかる行為は円谷粲個人によるものであり、円谷プロとは何ら関連はないと考えております。裁判においては、当社の主張の正当性を争っていく方針であります。

訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は全くないと考えております。

以上